

関係各位

倉敷市長 伊 東 香 織

虚礼廃止等について（建設工事）

入札及び契約の適正化の推進につきましては、平素から格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市職員に対しては、公務員として常に公私の別を明らかにするとともに、職務の執行にあたっては、市民の疑惑や不信を招くことのないよう注意を喚起しております。

こうした趣旨を御理解いただき、市職員への金品の贈答、会食、遊戯等への勧誘の行為は厳に慎むようお願いいたします。

また、工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止することはもとより、建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に実施することは建設企業の基本的責務であります。ついては、公共工事を受注する事業者としての自覚ある行動に努められますとともに、次の事項についても遺漏のないよう留意してください。

記

1 公正な入札の徹底について

入札談合は、入札者間の公正な競争によって受注者を決めるという入札制度を否定するものです。入札に際して、談合や談合の疑いを受けるような行為は決して行わないでください。

また、非公表又は公表前の建設工事の名称、概要、予定価格、最低制限価格その他発注に関する情報を聞き出そうとする行為は、公正な入札を阻害する不正行為です。指名停止措置の対象となるため、絶対に行わないでください。

2 暴力団関係者の排除について

暴力団、暴力団員、またこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者は、市の入札に参加することはできません。また、それらの者は、元請下請を問わず市の発注する工事に参入することはできません。

3 入札参加資格審査申請について

令和7年度の入札参加資格審査申請の受付を、令和7年1月14日（火）～2月28日（金）に行います。申請様式等は契約課ホームページからダウンロードしてください。ホームページからダウンロードすることができない方についてのみ、窓口で配布します。

今回の申請書の提出方法は、昨年度と同様、原則郵送とします。なお、申請書類の不備については、指定した期間内に不備解消できない場合は受付できませんので、内容を十分確認し、日にちに余裕をもって提出してください。

4 入札参加資格要件について

一般競争入札（条件付）においては、入札公告に記載した入札参加資格要件を満たすことを必ず確認してから入札手続を行ってください。

（次頁があります。）

実績が参加要件に該当するか不明な場合は、入札手続前に契約課まで問い合わせてください。落札候補者となったにもかかわらず、審査失格となった場合、また、正当な理由なく審査申請を行わない場合などは、入札の秩序を乱す行為として指名停止措置の対象とするので、御注意ください。なお、指名競争入札において、落札者となったにもかかわらず契約締結ができない場合も同様です。

5 社会保険等未加入対策について

社会保険等未加入業者の存在は、技能労働者の医療や年金など、いざというときの公的保障が確保されず、建設産業への若年入職者が減少している一因と言われています。建設産業の持続的な発展に必要な人材確保等のためにも、社会保険等には必ず加入し、未納のないように注意してください。

また、社会保険等未加入建設業者との下請契約は原則禁止としております。下請業者の選定にあたっては対象業者の社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行ってください。

6 下請負契約について

下請業者の選定にあたっては、やむを得ない場合を除き市内業者(倉敷市内に本社又は本店を有する業者)を対象としてください。

また、下請発注にあたっては、国によって示されている「建設業法令遵守ガイドライン」に沿い、書面による契約締結はもとより、支払いについても滞りなく行うようにしてください。

なお、下請代金設定の際には、下請企業に対し技能労働者への適切な水準での賃金の支払いを要請するとともに、法定福利費を含んだ事業主負担額等の諸経費を考慮し、適切な価格で下請契約の締結をしてください。

7 工期内での工事の完成について

決められた工期内での工事の完成は、契約事項であり受注者の基本義務です。受注者の請求による工期の延長は、倉敷市工事請負契約約款第21条(受注者の請求による工期の延長)にあるように、受注者の責めに帰すことができない事由に限定して認められるものですので、工程管理を工事施行担当課と連絡を密にして厳格に行い、決められた工期内で工事が完成するようにしてください。

8 その他

- (1) 本市に登録した入札参加資格審査申請書の内容が変更になった場合は、遅滞なく変更届を契約課へ提出してください。また、建設業許可及び経営事項審査が更新されたときは、必ず写しを提出してください(FAXによる提出も可)。
 - (2) 工事現場等(民間発注工事等を含む。)において、公衆又は作業員(下請契約に係る者を含む。)に死傷者を生じさせ、若しくは重大な損害を生じさせたときは、事実発生後速やかに倉敷市(本市発注工事に係る事故の場合は施行担当課、それ以外の場合は契約課)へ報告してください。
- ※ 変更届、事故報告書の様式等は契約課ホームページ「様式集」内にあります。

(問い合わせ先) 倉敷市総務局総務部契約課 TEL 086-426-3171
FAX 086-426-4234

HPアドレス <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/keiyaku/>